

| |
|---|
| ① 件 名 |
| 石巻市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準の制定について |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） |
| <p>【背景】 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布、施行された。これにより、介護保険法が改正され、平成30年4月1日に施行されることとなっており、保険者機能の強化という観点から、居宅介護支援事業所の指定権限が県から市町村へ移譲することとされている。</p> <p>【目的】 医療、生活支援ニーズが高い高齢者や認知症を有する高齢者が増加していく中で、地域包括ケアシステム構築を推進する市町村が、高齢者の自立支援に向け重要な役割を担う居宅介護支援事業所の介護支援専門員と積極的に関わり、高齢者のニーズや地域課題を把握し、ケアマネジメントに対する理解を高めていくとともに、市町村による介護支援専門員への支援の充実を図るため、基準を定めるもの。</p> |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 |
| <p>【根拠法令】 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号） 介護保険法（平成9年法律第123号） 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） |
| 平成26年6月25日 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布（公布の日から施行） |
| ⑤ 主な内容 |
| <p>1 指定居宅介護支援の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none">・ 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。 ・ 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。 |

・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

・指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

2 申請者の資格

・法人（石巻市暴力団排除条例第2条第4号に規定するものを除く。）とする。

3 記録の整備

・指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

4 その他の基準

・事業の人員及び運営に関する基準は、国の定める省令に準ずる。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

介護支援専門員への助言及び情報提供等の支援を充実させることで、ケアマネジメントの質を確保するとともに、指定居宅介護支援事業所の指導及び監査の実施により、適正運営を促すことによって、利用者に対しより良いサービス提供が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他市町村も、同様の改正を行う予定。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成30年 2月 市議会第1回定例会へ「石巻市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の制定を提案（平成30年4月1日施行）
3月 「石巻市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則」の制定
「石巻市地域密着型サービス事業者等指導及び監査実施要綱」の一部改正（平成30年4月1日施行）
居宅介護支援事業者説明会の開催

⑨ その他

市内の事業所数：50事業所（平成30年1月1日現在）